

東予地域メデイカルコントロール予算編成部会規約

(設 置)

第1条 東予地域メデイカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）要綱第10条に基づき東予地域メデイカルコントロール予算編成部会（以下「予算部会」という。）を設置し、予算部会の事務局は、東予協議会の事務局に置く。

(任 務)

第2条 予算部会は、東予協議会の事業を推進するため、次に掲げる事項について計画・立案を行うものとする。

なお、予算部会が計画・立案した項目については、東予協議会で承認を得なければならない。

- (1) 東予協議会の年間事業に関すること
- (2) 東予協議会の年間予算に関すること

(組織及び委員)

第3条 予算部会を組織する機関及び委員については、消防長が推薦する予算担当者及びMC担当者とする。

(オブザーバー)

第4条 予算部会は必要に応じて、オブザーバーを委嘱することができる。

(予算編成作業等)

第5条 予算部会は、東予協議会が行う次年度事業及び事業に伴う予算編成を、前年度の9月末を目途に各消防機関が負担する金額を計上し、計画を行うものとする。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、東予協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年 3月14日から施行する。